

甲種防火管理再講習の実施について

このことについて、甲種防火管理再講習を下記のとおり実施いたします。

記

- 1 講習種目 甲種防火管理再講習
- 2 日 付 令和8年9月4日（金）
- 3 講習時間 9時30分～11時30分 （9時20分までに集合）
- 4 講習場所 大口元気こころ館（相談室）
伊佐市大口里 3054－1
- 5 受付期間 令和8年7月22日（水）～8月12日（水）
- 6 受付場所 伊佐湧水消防組合消防本部予防課、南消防署及び各分遣所
※申込書は、各受付場所及びホームページからダウンロードできます。
- 7 受講申込みの手続き
 - (1) 受講希望者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、テキスト代2,000円を添えて申込みください。
 - (2) 申込み時に、防火管理者資格取得講習修了証を持参してください。
※受講申込み後の受講料、申込書の返却はいたしませんのでご了承ください。
- 8 受講対象者
 - (1) 消防法施行令第4条の2の2第1号（特定防火対象物で収容人員が300人以上のもの）の防火対象物の防火管理者に選任された日の4年前までに講習（甲種防火管理新規講習又は再講習）の過程を修了した防火管理者にあっては、選任された日から1年以内。
 - (2) 直近の再講習の過程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の過程を修了しなければならない。当該再講習の過程を修了した日以降においても同様とする。
- 9 受講上の注意事項
 - (1) 講習会への遅刻、早退、代理人の受講等の場合、修了証を交付いたしません。
 - (2) テキストは、当日会場で配布いたします。
 - (3) 講習会には、筆記用具をご持参ください。
 - (4) 会場では、受講中の電話の呼び出し等は出来ません。
 - (5) 受講中の携帯電話及びICレコーダーの使用は控えてください。
 - (6) 会場の敷地内は禁煙ですので喫煙は絶対にしないでください。
- 10 不明な点は下記の受付場所へお問い合わせください。

伊佐湧水消防組合予防課

伊佐市大口目丸 132 番地の 1

0995-22-0122

菱刈分遣所

伊佐市菱刈前目 2106 番地

0995-26-0085

南消防署

始良郡湧水町米永 474 番地

0995-74-3021

吉松分遣所

始良郡湧水町川西 1128 番地の 1

0995-75-2605